

2025 年 5 月 12 日

日本ホスピスホールディングス株式会社

業界団体「日本ホスピス住宅推進協会」設立のお知らせ ～高齢社会における質の高いホスピスケアの確立に向けて～

2025 年 4 月、業界団体「日本ホスピス住宅推進協会」設立に際し、当社が発起人となり、また幹事会社となりましたことをお知らせいたします。本協会は、ホスピス住宅におけるホスピスケア全体の質の向上と、持続可能で信頼されるホスピスケアの普及を目的としたものです。私たちは、本取り組みを通じて、ホスピス住宅についての社会的な理解を広めるとともに、業界の健全な発展の一翼を担いたいと考えております。

1. 設立の目的

本協会では、質の高い医療／介護（ホスピスケア）を提供できる生活の場としての住宅を「ホスピス住宅」と定義し、その社会的使命を明確にすることを目的としています。

加盟各社とともに、法令順守と高い倫理観を共有し、相互に健全な運営を促すことによってホスピスケア全体の質の向上とホスピス住宅の普及・推進を目指します。

2. 設立の背景

わが国では、多死社会を迎える中で、社会インフラとしてのホスピス住宅へのニーズは年々高まっております。その一方で、近年、一部のホスピス事業者による保険制度の誤った活用や過度に収益を重視する運営により、ホスピス事業全体の信頼性が問われる場面も見られるようになりました。ここ数年で異業種からの参入や介護事業者のホスピス事業への進出が激増しており、現在のホスピス事業者は玉石混合です。

本来、ホスピス事業者には、専門的なホスピスケアサービスの提供が求められ、高い倫理観の元、現場医療スタッフによるご利用者の症状アセスメント（売上高・利益ではなくホスピスケア品質が軸）が尊重される環境とその仕組みを作る使命感がとても重要になります。が、それらを実現しているホスピス事業者が大変少ないのが現状です。

これらの事実を踏まえ、ホスピス住宅の在り方を協議し、ホスピス事業者の健全な運営を促し、ホスピス事業者が提供するホスピスケアの質を向上させるために、業界団体の設立が急務だと考えました。

3. 団体の概要

設立年月	2025 年 4 月
団体名称	日本ホスピス住宅推進協会
代表者	高橋 正（日本ホスピスホールディングス株式会社）
幹事会社	日本ホスピスホールディングス株式会社 株式会社シーユーシー・ホスピス
参加会社 (50 音順)	株式会社アライブメディケア スミリンフィルケア株式会社 HITOWA ケアサービス株式会社 株式会社フレアス 株式会社マザアス

4. 団体の活動内容

- ・ホスピス住宅に関する情報交換会・研修会・勉強会の開催
- ・ホスピス住宅におけるホスピスケアに関する調査研究活動
- ・ホスピス住宅の社会的意義に関する情報発信
- ・行政諸官庁との意見交換および制度設計への提言
- ・各種業界団体等との連携・協議
- ・その他、ホスピス住宅の健全な運営と普及に必要とされる活動

■代表者 高橋 正 ご挨拶



行き場のない患者様やご家族のニーズに応えるため、今から遡る事16年前の2009年1月、当社グループが日本で初めて「ホスピス住宅」を立ち上げました。そして、ホスピス事業のパイオニアとして、①果たすべき役割と②継続してニーズに応える企業としてのあり方を絶えず検討していくという使命感から、創業時のミッションを「ホスピスの研究と普及」とし、社名に「ホスピス」という言葉を入れる事を決めました。

多死社会へ備える日本では、社会インフラとしてのホスピス住宅へのニーズは年々高まっており、また末期がんや難病等に限定されている緩和ケアの対象者の範囲を広げる議論がされている中、ホスピス事業の成長・拡大スピードがこれまで以上に高まることは間違いありません。ホスピス事業が黎明期にあったため制度設計（保険制度の整備）が遅れており、現在は事業者が玉石混合ですが、今後のホスピス事業の拡大・成長を支えるのは、良識あるホスピス事業者であるべきで、また必然的にそうなると考えております。

私は、成長・拡大するホスピス事業の未来のため、ホスピス事業者に欠かせない要素が2つあると考えております。

1つは、ホスピスの専門性です（①果たすべき役割）

ホスピス事業者を名乗るのであれば、ホスピスに求められる専門的な緩和ケアサービスを提供できなければなりません。緩和ケアには、身体的な痛みや苦痛を和らげる医療的ケアのみならず、死への不安やご家族の不安といった精神的・社会的苦痛に対する専門的なケアも必要であり、緩和ケアに必要なこれらの専門性を身につけている看護師は多くありません。

当社グループのホスピス住宅に入居される方は、末期がん患者や難病患者です。その殆どが重度で余命僅かなご入居者様のため、頻回かつ専門的な看護・介護サービスが必要なのは勿論のこと、提供するケアサービスが、緩和ケアの専門的アプローチから作成された看護計画とケアプランに基づくものであることが重要になります。当たり前ですが、看護師や介護士を24時間配置すればホスピスを実現できるものではなく、緩和ケア品質を定義し、ご利用者の症状アセスメントをし、その上で、必要な緩和ケアサービスを提供しなければいけません。

もう1つは、公的保険制度を利用する事業者としての自覚と責任です（②継続してニーズに応える企業としてのあり方）

公的保険サービスの活用はすべての国民がサービスを受けるために必要な要素ですが、公的保険売上の最大化が事業の目的となってはなりません。ホスピス事業者には、高い倫理観を持ち、現場医療スタッフの判断（売上高・利益重視ではなく品質が軸）が尊重される環境とその仕組みを作る使命感が必要です。

ご入居者様の症状は刻々と変化するため、具体的に訪問看護の回数や時間を決めるための症状アセスメントが欠かせません。昨年からの報道にある「複数回訪問」「複数名訪問」「訪問時間」等については、現制度に則った運用が必要ですが、本質的な問題はそれらが画一的である事（ご利用者の症状を細かく把握していない本社・本部が決めている事）にあります。

当社が必ず各ハウスに施設長を置いているのは、また施設を大規模化しないのは、刻々と変化するご入居者様の症状を適時に把握して適切な緩和ケアを提供するために、それらが必要だと考えているからです。収益性や成長性についてはどこに線引するか難しいところですが、品質をベースに置いた上で、そのバランスを意識することが重要だと考えております。

これら2点は、当社グループが創業当初から徹底して拘ってきたところで、ご利用者一人当たりの医療スタッフ数が他社に比べて多いこと、緩和ケア領域の専門看護師や認定看護師が多く在籍していること、居室空間へのこだわりなど、当社グループが大事にしている要素の多くは、結果として非生産的な側面を生み出しますが、これらは、そういった信念に基づくものです。

超高齢社会と並行して進む多死社会への対応は、長い間、議論も準備も進んでいませんでしたが、社会のニーズに支えられ民間主導で生まれたホスピス住宅は、世界に先駆け日本から発信できる可能性を持った素晴らしいソーシャルサービスです。進んでいく多死社会への対応は、良識あるホスピス事業者によって研鑽を重ね、政策的支援のもと官民一体となって進めるべき課題であると考えております。

以 上

（本リリースに関するお問い合わせ）

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役副社長 CFO 加藤 晋一郎

（TEL：03-6368-4154）